

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施について（令和3年度）

介護支援課

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施における留意点！！

- 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者が、たんの吸引等を行うことができます。
- 実施できる医療的ケアは、認定証に記載がある行為のみです。
- 認定特定行為業務従事者を従事させ、たんの吸引等を行う場合は、事業者の登録が必要となります。

### 1 趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引又は経管栄養の医療的ケアを実施できることになりました。

### 2 喀痰吸引等が実施できる介護職員等の範囲

- (1) 介護福祉士  
平成 28 年度以降介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載された者
- (2) 認定特定行為業務従事者  
喀痰吸引等研修等を修了し、認定証の交付を受けた者

### 3 実施可能な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）の種別

認定特定行為業務従事者認定証に記載された医療的ケアを、医師の指示のもと実施することが可能です。

○：実施可能な特定行為      △：研修を修了したもののみ実施できる特定行為

研修種別	対象者	喀痰吸引						経管栄養	
		口腔内	口腔内 (呼吸器)	鼻腔内	鼻腔内 (呼吸器)	気管カニューレ内部	気管カニューレ内部 (呼吸器)	胃ろう又は腸ろう	経鼻 経管
第一号	不特定	○		○		○		○	○
第一号※1 (呼吸器)		○	△	○	△	○	△	○	○
第二号		△		△		△		△	△
第二号※1 (呼吸器)		△	△	△	△	△	△	△	△
第三号※2	特定	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 人工呼吸器装着者への医療的ケアは通常の研修に加え、別途演習及び実地研修を修了した者が実施可能

※2 特定の者に対し必要な特定行為のみ実施可能

#### 4 喀痰吸引等研修

##### (1) 研修内容

不特定多数の者	第二号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ) 経管栄養(胃又は腸ろう)、経鼻経管
	第二号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 特定行為をいずれか1つ もしくは複数選択
特定の者	第三号研修	基本研修 講義及び演習(9H)	+	実地研修 (特定の者に対する必要な 行為のみ)

##### (2) 第一号研修、第二号研修（不特定多数の者対象）

###### ◎ 令和3年4月現在の登録研修機関

研修機関名	設置者	定員(人)	受講料
飯田女子短期大学(飯田市)	学校法人高松学園	70人	実地研修 1号 3~60千円 2号 3~50千円
学校法人松本学園松本短期大学(松本市)	学校法人松本学園	95人	基本研修 80千円 実地研修 1号 7~12千円 2号 7~12千円
公益財団法人介護労働安定センター長野支部(長野市)	公益財団法人介護労働安定センター	150人	基本研修 102千円 実地研修 2号 5~57千円
敬老園本部(上田市)	社会福祉法人敬老園	15人	基本研修 80千円 実地研修 1号 50千円 2号 30千円
佐久大学(佐久市)	学校法人佐久大学	40人	基本研修 12~80千円 実地研修
平成会研修センター(塩尻市)	社会福祉法人平成会	60人	基本研修 75千円 実地研修 1号 40千円 2号 7~31千円
松塩筑木曾老人福祉施設組合(塩尻市)	松塩筑木曾老人福祉施設組合	20人	実地研修 1号 15~75千円 2号 15~65千円
朝日ながの病院研修センター(長野市)	社会福祉法人ハイネスライフ	70人	基本研修 80千円 1号 50千円 2号 10~40千円
LMCビジネススクール(伊那市)	株式会社ライフマスターコーポレーション	36人	基本研修 83千円 実地研修 2号 5~83千円
総合福祉施設須坂やすらぎの園(須坂市)	社会福祉法人睦会	18人	基本研修 64千円 実地研修 2号 9~37千円
定員合計		574人	

受講対象者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業者、障害者(児)施設等不特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。

### (3) 第三号研修（特定の者対象）

- ◎ 令和3年4月1日現在の登録研修機関数  
障害者支援施設等 13 か所

受講対象者は、障害者（児）のサービス事業所施設等に就業している介護職員等やALS等の難病のある特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。（事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等は対象外となります。）

- (4) キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金〈所管：長野労働局地方訓練受講支援室〉  
正規労働者・非正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費及び賃金を助成するものです。

喀痰吸引等研修（50時間）の場合は、

\* 研修経費の助成 正規労働者の場合は、研修経費の1/2（1/3）  
非正規労働者は、10万円（7万円）

\* 賃金助成 正規労働者の場合は、800円（400円）/時間

非正規労働者の場合は、800円（500円）/時間

※括弧内は、大企業の場合の助成額

## 5 指導看護師等の養成

喀痰吸引等研修の講師を養成します。第一号研修、第二号研修の指導者の他、第三号研修の指導者養成も兼ねて実施しています。

- 開催日程（予定）

第一回 令和3年8月28日、29日

第二回 令和3年9月2日、3日

第三回 令和3年10月2日、3日

## 6 登録特定事業者・登録喀痰吸引等事業者の登録

### (1) 新規登録時における留意点

ア サービス毎に登録を行って（申請書を作成して）ください。

例： 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は別の登録になります。

イ 医師又は看護師との連携について事前に確認し、体制整備を行ってください。（介護職員が喀痰吸引等の業務を行うためには、主治医の文書による指示が必要です。）

ウ 業務規程書のひな形は長野県ホームページに掲載してありますが、各事業所における実施体制を整備し、それに準じた業務規程書を作成してください。

エ 業務規程書には、手順書や計画書の書式を添付してください。

オ 登録喀痰吸引等事業者については、「介護福祉士の实地研修」の実施義務が課せられています。实地研修を修了していない介護福祉士に対して实地研修を実施することになりますが、その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施することとなります。また、登録申請にあたっては介護福祉士の实地研修実施方法について規定している書類の提出が必要です。

カ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請には、既にたんの吸引等の行為が可能なが登録証に

記載された介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出が可能であることが条件となります。

## (2) 登録特定行為事業者の更新及び変更

ア 登録する特定行為を追加する場合は、新たに追加して実施しようとする日（更新日）の30日前までに、更新申請書より更新手続きを行ってください。

イ 下記に掲げる事項に変更がある場合は、変更日の10日前までに変更届出書により届出を行ってください。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 喀痰吸引等業務開始予定日

ウ 上記イ以外の事項（認定特定行為業務従事者、業務方法書に定める事項等）の変更があった場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

## (3) 登録特定行為事業の辞退等

ア 登録特定行為事業を辞退する場合は、辞退届により、登録を辞退する日の1か月前までに届出を行ってください。

イ 登録している特定行為の一部を辞退する場合は、辞退届と変更届出書を、特定行為が減少する日の1か月前までに届出を行ってください。

## 登録後の変更届等の提出について

長野県健康福祉部介護支援課  
長野県健康福祉部地域福祉課

変更の内容	提出書類	提出日
法人代表者	変更届	変更日の10日前まで
法人名	変更届	変更日の10日前まで
法人所在地	変更届	変更日の10日前まで
事業所名	変更届	変更日の10日前まで
事業所所在地	変更届	変更日の10日前まで
定款・寄付行為及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	変更届	変更日の10日前まで
法人役員の氏名	変更届	変更日の10日前まで
業務方法書	変更届	変更後10日以内
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿	変更届	変更後10日以内 (注)介護福祉士の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
喀痰吸引等の実施に係る備品一覧	変更届	変更後10日以内
実地研修責任者の氏名	変更届	変更後10日以内 (注)実地研修責任者の届出は、平成29年度から開始される登録喀痰吸引等事業者のみ
特定行為の追加 (例 今まで登録していた特定行為に、新たに鼻腔内の喀痰吸引が増える。)	更新申請書	業務開始日の1か月前まで
特定行為の減少 (例 今までやっていた口腔内の喀痰吸引が減る。)	辞退届及び変更届	業務辞退日の1か月前まで

※1 各種様式は、長野県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/tokutekoi.html>

※2 特定行為とは、認定特定行為業務従事者（又は介護福祉士（H29年度～））が医師の指示に基づき実施する 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうの経管栄養・経鼻経管栄養 をいう。

※3 登録特定事業者とは、認定特定行為業務従事者が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。

※4 登録喀痰吸引等事業者とは、平成29年度から開始される。医療的ケアを行うために必要な講義等を修了した介護福祉士が、医療関係者との連携のもと喀痰吸引等の医療的ケアを業務として実施する事業者。

## 登録喀痰吸引等事業者の登録手続きについて

登録喀痰吸引等事業者とは、「介護福祉士<sup>※1</sup>に喀痰吸引等業務を行わせる事業者」として、県に登録した事業者です。この「介護福祉士<sup>※1</sup>」は、「介護福祉士登録証に実施可能な喀痰吸引等行為を付記された介護福祉士」に限ります。

登録喀痰吸引等事業者は、「介護福祉士の実地研修」の実施義務が課せられています。なお、「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為業務事業者」は別々に登録が必要です。

### 【登録事業者の種類】

- 「登録喀痰吸引等事業者」  
介護福祉士<sup>※1</sup>に喀痰吸引等業務を行わせる事業者（平成 28 年 4 月～）
- 「登録特定行為事業者」  
介護職員等に特定行為を行わせる事業者（平成 24 年 4 月～）

### 1 申請書類

登録喀痰吸引等事業者の登録申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

#### 【申請に必要な書類】

	申請書類	様式等	備考
1	登録申請書	様式 1-1 号	
2	定款又は寄付行為の写し（原本証明必要）		
3	登記事項証明書（原本）		
4	介護福祉士名簿	様式 1-2 号	介護福祉士登録証
5	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号に規定に該当しない旨の誓約書	様式 1-3 号	
6	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	様式 1-4 号	適合要件が確認できる書類
7	業務方法書		※ 介護福祉士の実地研修の実地方法についての規定が必要
8	介護福祉士の実地研修実施方法について規定している書類	任意様式	※別紙実施体制確認表で確認し作成
9	医療機関等との連携体制を記載した書類	任意様式	
10	安全委員会の構成を記載した書類	任意様式	
11	感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等	任意様式	
12	備品一覧	参考様式 1	
13	役員名簿	参考様式 2	申請者が個人である場合は不要
14	研修講師・実地研修実施責任者一覧	参考様式 3	資格証及び指導者講習を修了した写しを添付すること

## 2 登録基準

登録喀痰吸引等事業者の登録基準は、登録特定行為事業者の登録基準の他に、介護福祉士への実施研修実施方法の規定が必要になります。

既に登録特定行為事業者として登録を受けていても、改めて「登録喀痰吸引等事業者」として登録する必要があります。現在、登録特定行為事業者として登録されている事業所であっても、書類の省略はできません。

### 【登録喀痰吸引等事業者の登録基準】

#### (1) 医師、看護師等の医療関係者との連携確保に関する基準（法第 48 条の 5 第 1 項第 1 項）

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師、看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状況の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。

#### (2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準（法第 48 条の 5 第 1 項第 2 号）

- ① 喀痰吸引等は実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。
- ③ 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）
- ④ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤ 上記(1)③の計画書の内容を喀痰吸引等を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

## 3 登録日・申請書類提出先

### (1) 登録日

登録日は、登録特定行為事業者登録申請と同様に、毎月 1 日又は 16 日とします。原則として登録希望日の 30 日前までに申請書類を提出してください。

### (2) 申請書類の提出

登録特定行為事業者登録申請と同様に、事業所所在地の保健福祉事務所福祉課に 2 部、提出してください。

#### 4 介護福祉士の実地研修

登録喀痰吸引等事業者においては、実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになります。その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき、公正かつ適切に実施してください。

介護福祉士の実地研修の実施に際し、実地研修が保険対象の損害賠償保険への加入と、指導看護師の確保が必要です。

##### (1) 実地研修受講対象者について

登録喀痰吸引等事業者が行う「介護福祉士の実地研修」の受講要件については、以下のいずれかに該当することを、必ず書面で確認してください。

- ① 介護福祉士養成施設等卒業者で医療的ケアを修了
- ② 実務者研修修了者
- ③ 認定特定行為業務従業者認定証（第2号）を所持もしくは、登録研修機関で基本研修（第1号・2号のみ）を修了

##### (2) 実地研修指導講師（研修実施責任者）について

実地研修の講師となる者については、研修講師向け講習会を受講した医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師は不可）に限ります。

研修講師向け講習会については、長野県喀痰吸引等研修実施要綱の「別表「喀痰吸引等研修講師の要件」1 第一号研修又は第二号研修講師」に定める講習会となります。

なお、研修指導講師は、変更後10日以内に県に届ける必要があります。

##### (3) 実地研修施設について

介護福祉士の実地研修を行う場合、原則、実地研修が必要な介護福祉士が就業する登録喀痰吸引等事業者で実施する場合があります。当該登録喀痰吸引等事業者で必要な行為のみ実施してください。

他の施設から依頼を受けて介護福祉士の実地研修を実施したり、登録喀痰吸引等事業者に就業する介護福祉士の実地研修を他の登録喀痰吸引等事業者に依頼することはできません。

##### (4) 実地研修に必要な書類及び様式

実地研修を行う場合は、下記の様式及び参考様式を活用してください。

なお、法第48条の5第1項第1号の登録基準に規定する医師、看護師その他の医療関係者との連携確保を踏まえて行うこととなっていることから、必ず実地研修であることを説明の上、実地研修協力者の同意書及び実地研修に係る医師の指示書等を準備し、実施してください。

	項目	参考様式等
1	喀痰吸引等研修に係る医師の指示書（実地研修と明記）	県研修要綱4の(2)のア
2	喀痰吸引等研修に係る同意書（実地研修と明記）	県研修要綱4の(2)のウ
3	実地研修実施計画書（研修受講者ごとに作成）	県研修要綱別紙7
4	喀痰吸引等計画書（実地研修協力者ごとに作成）	県研修要綱4の(2)のイ
5	喀痰吸引等研修実施状況報告書	県研修要綱4の(2)のエ



6	喀痰吸引等研修ヒヤリハット・アクシデント報告書	県研修要綱4の(2)のオ
7	実地研修評価票指導者チェックシート	県研修要綱別添資料1
8	実地研修合格判定票	県研修要綱別添3の別紙8
9	実地研修修了証	県研修要綱別添3の参考様式2
10	実地研修受講者・研修修了者管理簿	県研修要綱別紙9-1・2

#### (5) 実地研修修了証の交付及び県への報告について

登録喀痰吸引等事業者は、実地研修において必要な知識・技能を修得したと認められる介護福祉士に対して実地研修修了証を交付する必要があります。また、当該交付状況について、実施結果報告書（県研修要綱別紙10）及び実地研修修了管理簿等により、毎年度4月末までに前年度の修了証の交付状況を県へ報告してください。

#### (6) 書類等の保存

実地研修修了者管理簿は、当該事業所において喀痰吸引等業務を廃止するまで保管し、その他関係書類等（実地研修評価票指導者チェックシート、実地研修合格判定票等）は、5年間保存してください。

### 5 留意事項

#### (1) 介護福祉士<sup>※1</sup>について

実施可能な特定行為を「介護福祉士資格登録証」に付記されていない介護福祉士については、登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士として喀痰吸引等行為を実施することはできません。また、登録申請時に、4(1)の実地研修受講対象者がいない場合は登録できません。

介護福祉士登録証への喀痰吸引等行為の付記については、社会福祉振興・試験センターへ申請する必要があります。

参考ホームページ <http://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan.html>

喀痰吸引等行為が記載された介護福祉士資格証の交付後、登録喀痰吸引等事業者は、「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」の変更届を県へ提出する必要があります。

#### (2) 登録事業者の登録の取消し又は業務停止等について

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分となることがあります。

- 実地研修を修了しない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- 要件を満たさない介護福祉士に対し、実地研修を実施し修了証を交付した場合
  - 登録喀痰吸引等事業者登録の取消又は業務の停止処分（同法第48条の7）

様式及び参考様式等については、県ホームページに掲載しています。

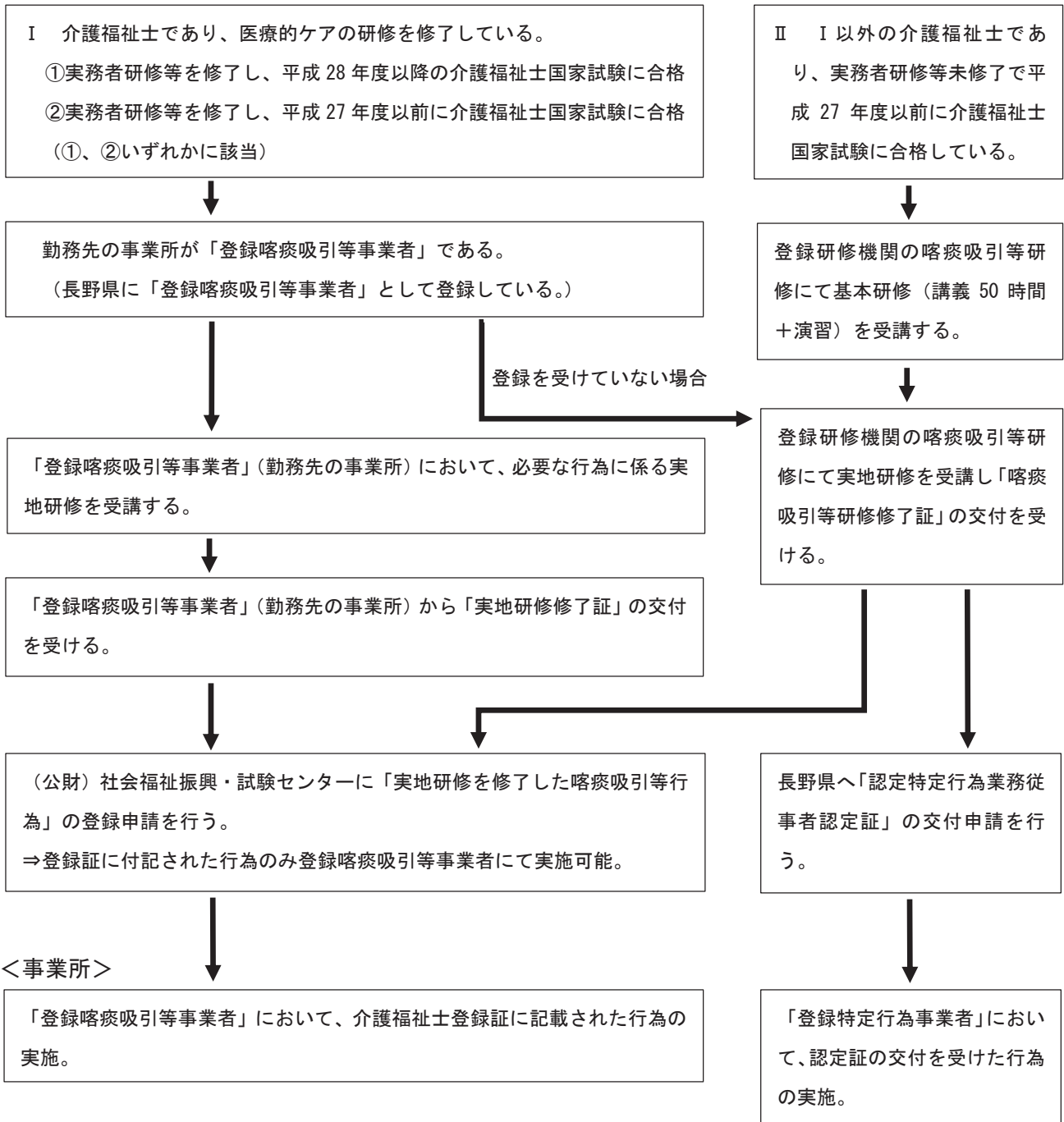
<県ホームページ掲載場所>

介護支援課 → 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>

# 介護福祉士が事業所において喀痰吸引業務を行うまでの流れ

## <介護福祉士>



※ 登録事業所は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」により、喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿の変更を行う必要があります。

## ○ご注意ください。

以下の場合には登録の取り消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・ 実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・ 介護福祉士に対して、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合  
⇒登録事業者の登録取り消し等（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・ 介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合  
⇒介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）